

令和8年第3回せたな町議会臨時会

令和8年4月13日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 令和8年度せたな町一般会計補正予算（第1号）
- 5 発議第1号 石原議員に対する議員辞職勧告決議について
- 6 発議第2号 せたな町議会政治倫理に関する特別委員会設置に関する決議

○出席議員（12名）

1 番	石 原 広 務 君	2 番	桝 田 道 廣 君
3 番	藤 谷 容 子 君	4 番	福 嶋 豊 君
5 番	横 山 一 康 君	6 番	本 多 浩 君
7 番	橋 本 一 夫 君	8 番	熊 野 主 税 君
9 番	吉 田 実 君	10 番	大 湯 圓 郷 君
11 番	菅 原 義 幸 君	12 番	平 澤 等 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 河 原 泰 平 君

1. 町長、選挙管理委員会委員長の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	中 川 譲 君
総 務 課 長	高 橋 純 君
財 政 課 長	佐 藤 英 美 君
健 康 推 進 課 長	長 内 京 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上 野 朋 広 君
次 長	松 原 孝 樹 君
主 事	神 野 翔 亜 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので令和 8 年第 3 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 10 番、大湯圓郷議員、11 番、菅原義幸議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（平澤 等君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 4 議案第 1 号

○議長（平澤 等君） 日程第 4、議案第 1 号令和 8 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 28 万円を追加し、補正後の予算総額を 94 億 1,999 万 4,000 円とするものでございます。

その内容でございますが議案４ページ下段の歳出におきまして、３款民生費、２項児童福祉費、６目物価高対応子育て応援手当支給事業費、物価高対応子育て応援手当２８万円については、本年１月２８日開催の第２回臨時会において予算措置をいただきました見込みより多くの申請があり、予算に不足が生じることから補正をお願いするものでございます。

これに係る歳入でございますが同じく議案４ページ上段、１４款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 発議第１号

○議長（平澤 等君） 日程第５、発議第１号令和７年度石原広務議員に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により石原広務議員の退場を求めます。

（石原広務議員退場）

○議長（平澤 等君） 提案理由の説明を求めます。

福嶋豊議員。

○４番（福嶋 豊君） 石原広務議員に対する議員辞職勧告決議、せたな町議会は、石原広務議員に対し議員の職を辞することを勧告する。

私たち議員は、町民の厳粛なる負託を受けた町民の代表であり、崇高な倫理観と高遠な見識を持ち法律や条例などの法令順守の精神のもと、町政の発展と住民福祉の向上に努める職責を有することは言うまでもない。このたび石原議員は施設入所者の財産管理を任されているが預貯金の私的な使用を繰り返し、出納帳や領収証等の支出証拠書類も残さず、ずさんな管理をしていたほか、返金要求に対しても返済に応じていない事実が確認された。このことは新聞でも報じられ関係者に多大な損失を与えたばかりでなく、多くの町民から失望の声が上がってお

り当町議会に対する信頼を著しく失墜させた。さらには政治倫理に関する議員協議会において核心的な部分についての答弁を拒み続け、反省の意や町民への説明責任を果たす姿勢は一切見受けられない。また本件は単なる個人の金銭トラブルに留まらず、その態様によっては高齢者虐待防止法に基づく経済的虐待等の法令違反の疑いが生じており、断じて許されるものではない。町民の財産を私的に使用する者を行政の執行を監視する資格や適性があるとは到底考えられず、また町民もそれを良しとしていない。議員としての政治的、道義的責任は免れ得ず、その責任は重大であり、いかなる理由があろうとも町民に混乱を招いたことは許されるものではなく、町民に対する説明及び責任のあり方を明確にする必要がある。

よって当町議会は石原広務議員が公人として自らその重大さを真摯に受け止め、町民目線に立ち自らの意志と責任により速やかに議員辞職することを求め勧告するものである。

以上、決議する。

令和 8 年 4 月 1 3 日せたな町議会。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。

ただいま除斥されております石原広務議員から地方自治法第 1 1 7 条ただし書の規定により会議に出席して発言したいとの申出がございます。この申出に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって石原広務議員の申出に同意することに決定いたしました。

石原広務議員の入場を許します。

（石原議員入場）

○議長（平澤 等君） 石原広務議員の発言を許します。

石原議員。

○1 番（石原広務君） 議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。今回の辞職勧告決議案に対して以下の 2 点を明確に申し上げます。第 1 に本件は、昨年 1 1 月に町長決裁により通常の権利擁護支援へ移行されています。現在は法定代理人が選任される具体的な手続きが進んでおり、今後、客観的な事実確認と最終判断がなされる段階にあり、議会の決議はあまりにも拙速で時期尚早と言わざるを得ません。加えて議長の不当な議事運営について申し上げます。町長が法的根拠を示し扱いを慎重にすると公言したにもかかわらず、議長の職権を濫用した内部文書の公開は明白な個人情報漏えいであり、福祉の根幹である権利擁護の観点からの認識の欠如、さらに議会としての守秘義務違反を露呈したものであり、強く抗議を申し上げ辞職勧告決議案の撤回を求めます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 石原広務議員の退場を求めます。

（石原議員退場）

○議長（平澤 等君） ただいまの石原広務議員に対する辞職勧告決議案に対して質疑を許し

ます。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

石原広務議員の入場を許します。

(石原議員入場)

○議長(平澤 等君) 石原議員へ申し上げます。石原広務議員への議員辞職勧告決議については可決されたことを報告いたします。

◎日程第6 発議第2号

○議長(平澤 等君) 日程第6、発議第2号せたな町議会政治倫理に関する特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により石原広務議員の退場を求めます。

(石原議員退場)

○議長(平澤 等君) 提案理由の説明を求めます。

横山一康議員。

○5番(横山一康君) ただいま議題となりました決議案第2号せたな町議会政治倫理に関する特別委員会設置に関する決議の提案理由を述べさせていただきます。

議案その2、4ページをご覧ください。次のとおり、せたな町議会政治倫理に関する特別委員会を設置する。1の名称は、せたな町議会政治倫理に関する特別委員会です。2の設置根拠については、地方自治法第109条及び委員会条例第5条となっております。3の設置目的は、議会議員の政治倫理条例の制定に向けた調査及び石原議員が他人の財産を無断で使用していたことに対する倫理についての調査並びに再発防止策を講ずる調査を目的としております。4の委員定数は全議員をもって構成するとし、5の設置期間は、本調査が終了するまでの継続調査とし議会閉会中も調査を行うことができるものとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

福嶋議員。

○4番（福嶋 豊君） 本案に対し反対の立場から討論を行います。先ほどせたな町議会は全会一致で辞職勧告を議決いたしました。これは我々議員全員がそれぞれの政治倫理に照らし、議員として不適格であると言う審判を下したものです。にもかかわらず、その直後に調査を深掘りするための特別委員会を新設するというのはいかなるものでしょうか。結論を出したにもかかわらず、財政難である町の貴重な資源である職員の労働力を割き続けることは適切とは思えません。看板をかけかえるエネルギーがあるのなら設置から約1年が経過している議会改革特別委員会にて取り進め、一刻も早く客観的な物差しである政治倫理条例を制定すべきです。またこの委員会には議論すべき喫緊の課題が山積しております。新たな組織を作る前にまずは現在ある特別委員会で具体的な成果を出すべきだと考えます。本日の辞職勧告をもって政治的審判を完結させ、あとは既存の特別委員会で具体的な成果を出す本来の議会に戻ることを強く求め本案に反対いたします。

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論を許します。

梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。私たちは幾度も倫理に関する協議会を開催し真相の究明を求めてきました。しかし残念ながら誠意ある対応を見せることができず、提出された資料をもとに質疑を繰り返してきました。今回、議会として辞職勧告決議を提出することになりましたが、一連の調査において議員として推移ある答弁をいただくことなく終わることは町民の理解を得難く、町民の間から辞職勧告決議だけで終わることへの不安と心配の声をいただいています。また今後のことを思うとき、倫理感や姿勢を取るための指針とするためにも政治倫理条例の制定は必要と思いますので特別委員会設置に賛成いたします。

○議長（平澤 等君） 次に反対討論します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 私はこの間の協議会を視聴した方たちから町民として情けない、町の恥をさらしている、みっともないという声をたくさん聞いてきました。これは石原議員の行った行動、議会での態度に問題があることは明らかなです。勧告決議を重く受け止め議員辞職をすることを強く求めます。そうなれば特別委員会の2つ目の目的はなくなるわけですが、私がこの特別委員会の設置に反対なのは、特に2つ目の目的からです。石原議員を信用し財産管理を任せ、私的に使用された当事者の不安やプライバシーに特段の配慮をする必要があるからです。私は皆さんに自分がその立場だったらどうかと考えてみていただきたいと思います。私は公開の議場で取り上げられていることでたまらなく胸が痛みます。非常に傷ついているであろう当事者をこれ以上苦しめることはやってはいけないと考えます。残りの2つの目的、議会議員の政治倫理条例の制定に向けた調査と再発防止策を講ずる調査についても、新たに4つ目の特別

委員会を設置して公開の議場で行う必要はないと私は考え、この特別委員会の設置には反対いたします。

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論いたします。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 決議案第2号の賛成討論を行います。石原議員に対する辞職勧告決議がただいま可決されました。しかしご本人はこの決議には法的拘束力がないことを明言しており辞職に応ずるか否かは不明であります。今後、議会がこれ以上何もしなければ町民の皆さんから厳しい批判が出ることは避けられません。さらに今日まで議会議員の政治倫理に関する条例や経済的虐待行為の再発防止策に関する議論は全く行われておらず、より強い権限を持つ特別委員会を設置して議会の責任を全うすべきであります。

以上の理由から本案に賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（平澤 等君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

これより本案について起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

横山議員ほか7名から提出された政治倫理に関する特別委員会設置に関する決議のとおり、決定するとともに、政治倫理に関する特別委員会地方自治法第98条第1項の権限を委任することとしたいと思いますが、この件に対しこれに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立8名、お座りください。

起立多数です。

よって決議案第2号のとおり全議員で構成するせたな町議会政治倫理に関する特別委員会を設置するとともに、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

石原議員の入場を許します。

（石原議員入場）

○議長（平澤 等君） 石原議員へ申し上げます。

せたな町議会政治倫理に関する特別委員会設置に関する決議については、可決されたことを報告いたします。

ただちに特別委員会を設置し閉会中の継続調査といたします。

ここで特別委員会は別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前 10 時 23 分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

石原議員。

○1 番（石原広務君） 議長のほうに数点確認したいことがあります。率直に見解を述べていただければ結構なんですが、先ほど私の辞職勧告決議これは可決されたという報告を受けました。その上、特別委員会設置、今特別委員会設置に伴っての正副委員長の互選がされます。決議が決まったあとに特別委員会の設置になる。この説明は私は先日、事務局長からいただいています。引っかかるのが特別委員会設置に対しては私は除斥、正副委員長の互選については私はそこに出席、その根拠が調べきれていないんです。ですからその根拠となるものを議長のほうからお示しいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 議長から申し上げます。この議決に関しては石原議員が他人の財産を無断で私的使用したことに対する倫理についての調査及び再発防止策を講じる調査を目的するという観点から、この議決事項に対しては先ほど申し上げたとおり 117 条の規定に抵触するという事で退席をいただきました。なお決定したあとにつきましては議員 12 名全員で行う特別委員会ということなので石原議員に出席を求めています。

以上です。

石原議員。

○1 番（石原広務君） 法的な根拠をお示しいただきましたけど、除斥をし特別委員会の設置になりました。全議員で構成することで私もそこに加わります。これから正副委員長の互選をするんですが、その整合性が私としては調べきれていないんです。例えばこういった案件が全てかどうか分かりませんが、前に公文書の扱い方について北海道町村議長会に問い合わせたことがありますけど、こういった案件というのはそういった確認はされていないのか、必要がないのか。または何かしらの確認の行動をしていたのか、そこをお示しいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 石原議員に申し上げます。このたびの議案につきましては議案として計上し、本議会において多数決により決定した事件でございます。そういった内容についてこの議会の決定については遵守していただきたいとこのように考えます。

石原議員。

○1 番（石原広務君） 遵守するにあたって、これまでの確認行為こういったことをされていたのか私としても確認至らないんです個人的には。ですから先ほど申し上げたとおり、こういった案件が例えば、以前にあった公文書の扱い一つとっても北海道町村議長会に問い合わせ、それなりの方向性を示したわけです。そういったことがなされていたのか、なされていなかったのか。あるいは確認済みなのか、そういったことを参考までにお示しいただきたいと先ほどから申し上げている次第でございます。

○議長（平澤 等君） ただいま石原議員から質問がございました。その件については道議長会にも確認はしております。よってこの議会の間において除斥していただいた案件、そしてま

ただいま成立した特別委員会については12名で構成するというふうなことが決定してございますので、その決定については重ねて申し上げますが遵守していただきたいということでございます。

先ほど申し上げましたが、特別委員会は別室において正副委員長の互選をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時52分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これより諸般の報告をいたします。

政治倫理に関する特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われその結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に平澤等議員、副委員長に菅原義幸議員が決まりました。

以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） 以上で今臨時会に付議された案件の審議は終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） これをもって、令和8年第3回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
大

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年5月22日

議 長 平 澤 等

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

署 名 議 員 菅 原 義 幸